

令和3年4月20日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による 指定旧供給地点の指定の解除について

中部経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

20210312 中部第 38 号
令和 3 年 4 月 1 9 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和 3 年 3 月 1 2 日付け 20210301 中部第 29 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成 2 7 年法律第 4 7 号) 附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

(別紙2)

【指定の解除事業者数 1事業者 指定解除旧供給地点群数 3地点群】

事業者名(法人番号)	指定旧供給地点群名
上野ガス株式会社 (法人番号 4190001008367)	朝日ヶ丘団地
上野ガス株式会社 (法人番号 4190001008367)	佐那具ニューハイツ
上野ガス株式会社 (法人番号 4190001008367)	サントウン東山団地